

# 受託契約・処分単価について

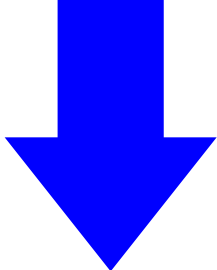
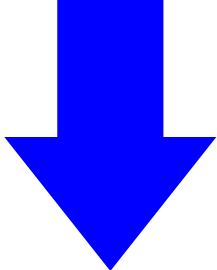
平成24年3月1日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構  
埋設事業推進センター

# 1. 受託契約について(1/5)

## ① 契約方法

➤ 契約方法は、3段階方式とする。

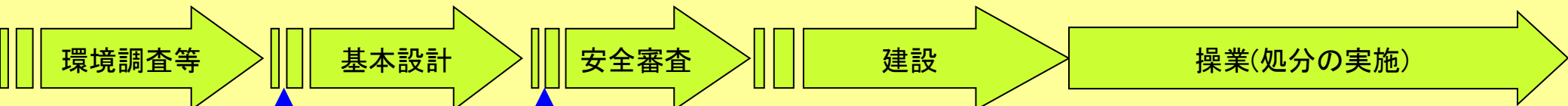
- ・ 第1段階：事業許可申請区分ごと※1に「**基本契約**」を締結  
(当該申請区分の埋設対象廃棄体に関する情報の受取り、処分委託廃棄体の種類・数量、支払方法等の基本的事項の取決め)  

- ・ 第2段階：年度ごとに「**埋設処分委託計画書**」を取交し  
(「基本契約」に基づく、当該年度の搬入廃棄体の種類・数量、搬入時期等の確認)  

- ・ 第3段階：搬入の都度「**埋設処分依頼書**」の授受  
(「委託計画書」に基づく、搬入廃棄体の種類・数量、搬入日時等の確認、料金支払)

※1 第一次埋設施設、第二次埋設施設等、第一期事業の各段階で許可を取得し設置する埋設施設ごと。

# 1. 受託契約について(2/5)

## ②事業の進捗と契約

### ○原子力機構



### ①基本契約

- ・事業許可申請区分ごとの廃棄体総数等

情報提供

協議

締結

情報提供

### ②埋設処分委託計画書

- ・各年度の廃棄体受入数

委託計画書に基づく依頼書を原子力機構が受領

取交し

取交し

取交し

### ③埋設処分依頼書

- ・廃棄体搬入の都度授受

授受

授受

授受

### ○委託者

- ・廃棄体本数放射能の評価

- ・廃棄体確認における放射能評価の基本的考え方

廃棄体確認に向けた準備

廃棄体の搬入

	①基本契約	②埋設処分委託計画書	③埋設処分依頼書
委託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄体に関する情報の提供 (廃棄体の数量、性状、放射能インベントリ) 廃棄体処理の方法に関する情報 上記に基づく廃棄体確認の品質保証体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の廃棄体引渡し計画の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄体の搬入</li> <li>・料金の支払</li> </ul>
取決め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業許可申請区分ごとの廃棄体総数等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本契約に基づく、各年度の廃棄体受入数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託計画書に基づく、各年度の廃棄体受入日時</li> </ul>
原子力機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設計、事業許可取得</li> <li>・中長期での操業計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度の廃棄体受入計画の策定(年度計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄体の受入</li> <li>・料金の受取</li> </ul>

# 1. 受託契約について(3/5)

## ➤「基本契約」

原子力機構と委託者で以下の内容を取決める。

- (1) 原子力機構が行う事業許可申請区分ごとの廃棄体総数等
- (2) 受託契約に関する基本的事項(支払方法、完了報告、責任分担等)

- 原子力機構は「廃棄体総数等」として、委託者からの以下に示す①～⑤までの情報提供と協議をもって基本契約を締結する。

- ① 廃棄体の数量(体数・重量)
- ② 廃棄体の性状(均質均一固化体・充填固化体等)
- ③ 廃棄体の放射能インベントリ(核種・放射能濃度)
- ④ 廃棄体化処理の方法に関する情報
- ⑤ 上記に基づく廃棄体確認の品質保証体制※2

- 上記情報を基に、原子力機構は施設の設計を行い、事業許可を取得し、中長期での施設の操業計画を策定する。

※2 基本契約に基づき、廃棄体確認の方法並びに品質保証に係る状況と品質保証記録の提供を受ける。

# 1. 受託契約について(4/5)

## ➤「埋設処分委託計画書」

- (1) 埋設処分を実施する年度の前年度末までに「基本契約」に基づき、委託者と協議の上、原子力機構が年間で受入る廃棄体本数等の諸条件を取り交わす。
- (2) 原子力機構は各年度の施設の操業計画(年度計画)を策定する。

## ➤「埋設処分依頼書」

- (1) 「埋設処分委託計画書」に基づき、委託者が廃棄体の搬入依頼を行う都度、原子力機構は委託者から個別に本依頼書を受領する。
- (2) 原子力機構が本依頼書を委託者から受領することにより、廃棄体受入を実施。

# 1. 受託契約について(5/5)

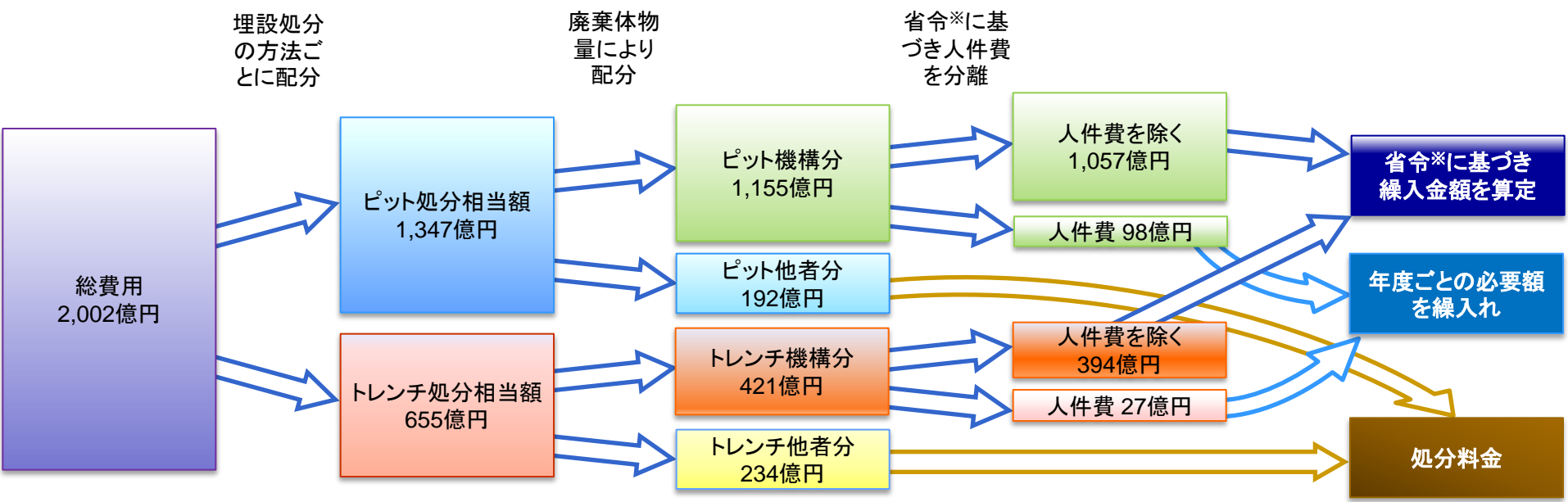
## ③今後の予定

平成23年度までに実施した、受託契約に関する検討結果及び発生者の状況把握の結果を踏まえ、具体的な受託契約に係る準備として、規程類の整備を進める。

# 2. 処分単価について

## 透明性を確保した合理的な処分単価を設定

➤ 総費用を埋設処分の方法ごと・発生者ごとに費用配分 (配分比率の設定例はP.31参照)



➤ 他者分の処分料金算定の考え方

- 機構繰入金額の算定方法※<sup>3</sup>に準じた方法により、処分料金を算定
- 算定式には人件費を含有

※<sup>3</sup> 機構繰入金額の算定方法は、「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計原則、短期借入金の認可の申請手続き並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令」(平成17年文部科学省令第44号)に基づく。

➤ 算定式に基づく処分単価

- ピット処分 … 約 669 千円 / 本
- トレンチ処分 … 約 186 千円 / 本 (機能を付加したトレンチ処分の場合、約 44 千円 / 本追加)

なお、処分単価については、実施計画に基づき、毎事業年度に策定する年度計画に記載